

【生産緑地従事者証明提出書類】

◎受付期間：毎月20日～24日(土・日・祝日を除く開序時間内)

- 証明書類は申出前3か月以内のものに限る。
- 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」は2部、その他は1部提出すること。

番号	提出書類	備 考
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願	<p>①申出者の住所・氏名・土地の表示は原則として<u>登記簿</u>に記載されているとおりの字体を使用。</p> <p>②届出者の住所が登記簿と異なる場合は、現在の所在地の住所を記入し、<u>住民票</u>、<u>戸籍の附票</u>、<u>法人登記事項証明書</u>等で住所のつながりが分かるものを添付。</p> <p>③一筆の一部を申請する場合、面積は地積測量図の面積を小数点第2位まで記入。(例) 123 m²の内 45.67 m²</p>
2	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) 又は 登記情報提供サービスによる <u>照会番号付き</u> 不動産登記情報	<p>①照会番号付き不動産登記情報は下記の条件を満たしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・照会番号(10桁)が記載されていること。・発行年月日が記載されていること。・発行日から100日以内であること。・行政機関等で照会番号を利用してないこと。・提出日時点で照会可能であること。
3	周辺土地利用状況図	<p>①住宅地図の写し等。</p> <p>②申請地がわかるよう<u>赤線</u>で囲む。</p>
4	公図の写し	<p>・申請地がわかるよう<u>赤線</u>で囲む。</p>
5	申請地の現況写真	<p>①申請地を含めた周辺の写真を<u>3方向以上</u>撮影。</p> <p>②申請地を<u>赤線</u>で囲む。</p> <p>③撮影方向を記入した図(公図の写しや周辺土地利用状況図に矢印で撮影方向と写真番号を記載したもの)を添付。</p>
6	地積測量図	<p>①一筆の一部を申出する場合に<u>2部</u>添付。</p>
7	委任状	<p>①代理人に申請手続きを委任している場合に添付(要押印)。</p>
8	医師の診断書	<p>①故障の場合にコピーを添付。(原本を持参すること)</p>

- ・提出書類は原本を提出すること。(申請時に原本が確認できればコピーを添付でも可)
- ・記入はすべて消えないボールペンで記入すること。
- ・相続登記が終わっていない場合(原則として相続登記後に申請)の追加添付書類
 - ① 遺産分割協議書又は相続人全員からの同意書
 - ② 相続関係説明図※
 - ③ 被相続人の除(戸)籍謄本(被相続人の出生から死亡までの連続したもの)※
 - ④ 全ての法定相続人の戸籍謄本(被相続人の死亡日以降に発行されたもので、法定相続人であることが確認できるもの)※
- ※法務局発行の法定相続情報一覧図がある場合、②③④は不要
- ・現地確認の際に当該箇所を確認できるよう、すべての土地の角に杭やポールを立ててください。
- ・今まで耕作していることを証言できる第三者的住所・氏名・電話番号を確認することもあるのでご用意ください。